



災害に強く、安全・安心なまちづくりを推進するため、市では「海老名市災害対策基本条例」を制定し、ことし1月1日に施行しました。この条例には「市民」「事業者」「市」の役割を明確にし、連携して災害対策に取り組むことを明示しているほか、災害対策の基本事項を規定しています。ここでは、条例に記載されている「自助・共助・公助」と「避難行動要支援者の支援」を中心に、条例の概要を紹介します。

平成26年10月6日、台風18号の影響で冠水した市内の道路

「市民」「事業者」「市」の役割を明確に

「海老名市災害対策基本条例を制定」

国危機管理課 ☎(235) 4790

海老名市災害対策基本条例・前文

海老名市の市域は、過去度々発生した大規模な地震、火山噴火などの自然災害に見舞われ、甚大な被害を被ってきたが、先人たちの努力によって復興し、現在の美しい農地や活気のある市街地を形成するに至っている。

これらの復興は住民が自らを守る自助及び共に助け合う共助並びに当時の行政体による公助がそれぞれの役割と責任を全うした結果であり、こうした災害対策の基本は歴史を超えて今も同様である。今、懸念される大地震や異常気象による風水害をはじめとした各種の災害対策にも市民及び事業者が自らを守る自助と互いに助け合う共助の精神及びそれに沿った具体的な活動が必須であり、市民、事業者による自助及び共助に関する具体的な規範を示すとともに、これらを調整しながら海老名市が行う公助の基本姿勢を明確にし、自助、共助及び公助の相互関係を明らかにして、より有効な災害対策を展開するためこの条例を制定する。

基本理念は「自助・共助・公助」

本市が過去に体験した自然災害の様子や復旧・復興への道のりは、「海老名市史」や「海老名むかしばなし」などにも残されています。被災からの復興は、本条例の前文でも示しているように、住民自らが行動し（自助）、共に助け合い（共助）、行政が活動すること（公助）、また、これらが連携することで実現するものであり、それは今も昔も変わりありません。このため、本条例では次の「自助・共助・公助」を基本理念として掲げています。

自助

災害から自力を守る

市民一人一人が、自分の責任で自分の身を守る

- 自宅の耐震性確保
- 家具などの転倒防止措置
- 災害時の初期対応に必要な用具や食糧など備蓄品の用意
- 家族との連絡方法や集合場所、避難場所や経路の確認
- 事業者による従業員などの留め置き



共助

災害時に助け合う

地域などでお互いに助け合う

- 地域の自主防災組織で行う防災訓練などへの積極的な参加
- 避難所の開設や運営への参加
- 帰宅困難者の円滑な帰宅支援

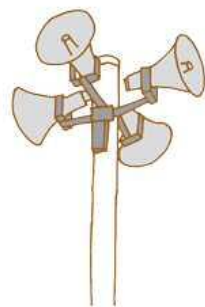


公助

災害から市民を守る

市民を災害から守るための施策を市が行う

- 自助・共助による災害対策活動の促進
- 災害に関する正確な情報収集および迅速な情報発信
- 市職員の災害対策要員能力育成
- 国や他自治体などとの連携協力



海老名市域過去の自然災害

地震

関東大震災では海老名耕地や畑に大小の亀裂が入り、裂けた台地から土砂が噴出、液状化現象が起こった部分もありました。被災した施設の中では小学校の再建が優先的に進められ、学校や神社などの上様式は復興の象徴として盛大に行われたそうです。

洪水

江戸期以降、相模川の洪水は数十回におよび、川沿いの地域では床上まで浸水することも多くありました。そのため洪水対策の川除普請が行われ、護岸工事や堤防修理などに流域の人々が尽力しました。上郷・河原口・社家などに今も残る堤防は、当時の川除普請で作られたものとみられています。

噴火

富士山の噴火の中で、市域に大きな被害をもたらしたのは江戸期、宝永4（1707）年の噴火です。中野村（当時）で1尺（約30cm）、本郷村（当時）で2尺（約60cm）の火山灰が積もったそうです。

（参考：海老名市温故館企画展「災害を語り継ぐ」資料・海老名市史4近代資料編・海老名むかしばなし第7集）